

滋賀県市町村職員研修センター職員の分限に関する手続および効果に関する条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 9 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職および休職の手続）

第 2 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして、職員を降任し、もしくは免職する場合または同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師 2 人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任もしくは免職または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の休職期間中の給与は、別に条例で定める。

（委任）

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。